

社会福祉法人守谷市社会福祉協議会福祉車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、守谷市社会福祉協議会が所有する福祉車両の貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び運営)

第2条 福祉車両の設置及び運営は、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 対象者は、市内居住する者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 障害者及び歩行困難な高齢者並びにその主たる介護者
- (2) 車いす使用者及び主たる介護者
- (3) 福祉活動を目的とした団体及びサークル
- (4) 前号に定める者のほか本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた者

(利用条件)

第4条 利用にあたっては、次の各号に掲げる条件により利用できるものとする。

- (1) 利用者は、運転者及び介護者を付するものとする。
- (2) 利用料は無料とする。但し、走行に要する燃料は、利用者の負担とする。(別記) 運行に必要な有料道路料、有料駐車料、その他の費用は、利用者の負担とする。
- (3) 貸出期間の単位は、原則1日とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用範囲)

第5条 利用範囲は、原則として守谷市内及び近隣とする。

- (1) 病院への通院
- (2) 公共機関、施設等への送迎
- (3) 福祉事業への参加
- (4) 冠婚葬祭
- (5) その他、会長が適当と認めるもの

(利用時間)

第6条 福祉車両の提供日は、次の各号を除く月曜日から金曜日までとし、提供時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

(利用手続)

第7条 車両の貸出を受けようとするものは、利用希望日の2ヶ月前から5日前までに福祉車両貸出申請許可書(様式第1号)を社協事務局に提出し、承認をうけるものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用報告)

第8条 利用者は運行日報(様式第2号)により運行状況を社協に報告するものとする。

(利用者及び運転者の義務)

第9条 利用者及び運転者は、常に交通法規を遵守し、違反行為の内容に厳に努めると共に、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 交通事故等が発生した場合は、必要な対処を行い、会長に報告すること。
- (2) 使用後は、車両の内外を清掃し、車両の点検を行うこと。
- (3) その他、使用にあたっては社協事務局の指示に従うこと。

(事故の補償)

第10条 使用中の事故の補償については、加入契約している自動車保険の補償範囲において行う。但し、運転者の責に帰する事故については、この限りではない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

別記

1. 燃料については、満タン返却する。
2. 満タン返却できないは、走行距離1kmあたり20円として負担する。
但し、1km未満切り捨てとする。